

第4章 附置義務駐車場の規模・構造

1 駐車ますの大きさについて

(1) 乗用車及び車いす使用者用駐車場【条例第11条第1項及び第2項】

乗用車及び車いす使用者用駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

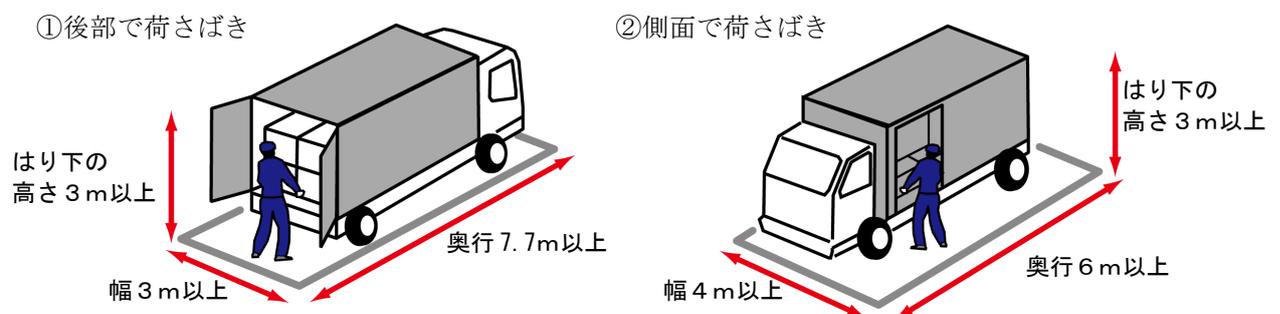
また、機械式駐車場については、駐車場法施行令第15条に規定する大臣認定を受けたものに限られ、車いす使用者のための機械式駐車場については、併せて公益社団法人 立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明が必要です。

	乗用車駐車場	車いす使用者用駐車場
平面駐車場の駐車ますの大きさ	幅 2.3m×奥行 5.0m以上	幅 3.5m×奥行 6.0m以上
機械式駐車場の収容可能な車の大きさ	幅 1.7m×奥行 4.7m以上	駐車場法施行令第15条に規定する大臣認定及び公益社団法人 立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明

(2) 荷さばき駐車場【条例第11条第3項】

荷さばき駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次の①又は②のいずれかとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	①後部で荷さばき	②側面で荷さばき
駐車ますの大きさ	幅 3.0m×奥行 7.7m以上	幅 4.0m×奥行 6.0m以上
はり下の高さ	3.0m以上	



また、はり下の高さについては、駐車場の出入口から荷さばき駐車場の駐車ますまでの車路についても円滑に出入りさせることができるものとして少なくとも3.0m以上のはり下の高さが必要です。

(3) 自動二輪車駐車場【条例第11条第4項】

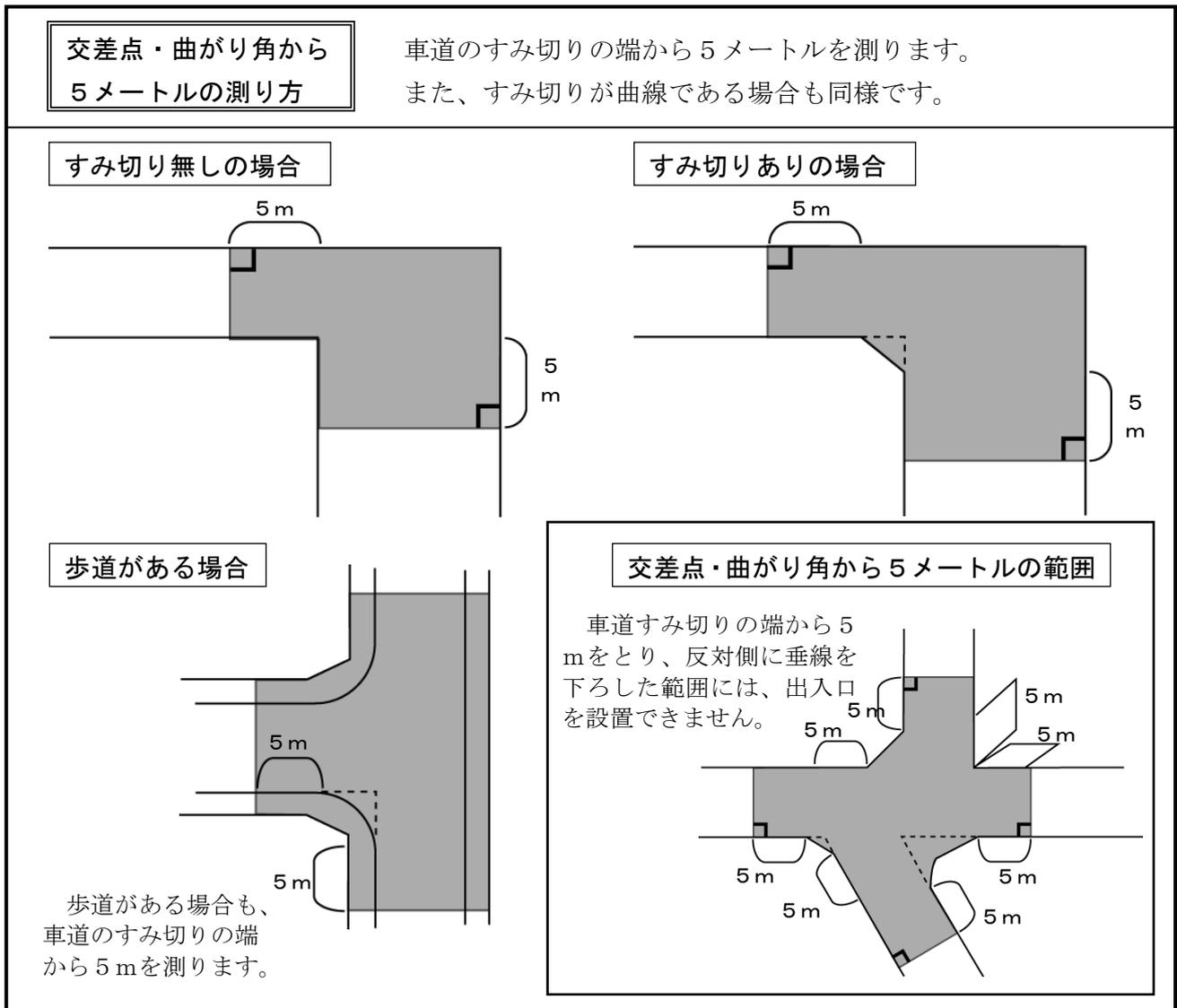
自動二輪車の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	自動二輪車駐車場
駐車ますの大きさ	幅 1.0m×奥行 2.3m以上
機械式駐車場の収容可能な車の大きさ	幅 0.9m×奥行 2.3m以上

2 出入口の設置禁止位置について【施行規則第5条】

同一敷地内にある駐車ますの面積の合計が50平方メートル以上の駐車場は、次の位置には出入口の設置を禁止しています。

- (1) 幅員6メートル（駐車ますの面積の合計が150平方メートル未満の駐車場については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員6メートル以上）の交差点又は曲がり角（内角120度以下）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路



※ 上記の規定以外であっても、歩道橋付近などの見通しの悪い部分や横断歩道、その他危険の度合いが高い部分には、出入口を設置しないようにしてください。

※ 駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上、かつ、一般公共の用に供する駐車場については、駐車場法及び駐車場法施行令の規定も適用されますのでご注意ください。

【駐車場法担当部署：都市整備局 都市交通課】

3 車路の幅員について【施行規則第5条の2】

(1) 車路の幅員

車路の幅員は、同一敷地内にある駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合 (L)	一方通行の場合 (l)
50 m ² 以上 150 m ² 未満	4.5m以上	2.5m以上
150 m ² 以上 500 m ² 未満	5.0m以上	3.0m以上
500 m ² 以上	5.5m以上	3.5m以上

※ 「車路」とは、駐車スペースと道路との間で自動車は停車又は転回できる場所を指します。このため上記の幅員のほか、車が停車又は転回できる奥行きが必要です。

※ 機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、パレットあるいはケージの面積とし、算定が困難なものは、乗用車1台当たり12平方メートルとみなして算定します。

(2) 専ら自動二輪車が走行する車路の幅員

自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分の車路の幅員は、同一敷地内にある自動二輪車の駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

自動二輪車の 駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10 m ² 以上 100 m ² 未満	3.0m以上	2.25m以上
100 m ² 以上	3.5m以上	

※ 自動二輪車の使用にも対応する機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、駐車用の供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定します。

※ 自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分とは、次のような場合をいいます。

